

千葉県がん対策推進条例の見直しについて（案）

平成 28 年 10 月 18 日
健康づくり支援課がん対策班

「知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」（条例附則より）

※条例の公布＝施行：平成 25 年 3 月 1 日

⇒27 年度末で 3 年を経過し、条例見直しについて検討が必要

1 検討状況

27 年度に、条例の内容が具体化されている千葉県がん対策推進計画（以下「計画」という。）の実施状況の検討（中間評価）の中で、①数値目標の補正、②課題の抽出、③今後必要な取組、などについて整理を行ったが、条例改正が必要となるような検討結果は見られなかった。（別紙資料 2-2 参照）

2 対応案

28 年度は条例の見直しは行わないこととする。

<参考> =====

- ・計画の最終年度である 29 年度には、計画の最終評価を行う予定である。
- ・また、現在、国において、がん対策基本法の改正が準備されている。
（※法改正は 28 年秋の臨時国会以降の予定）

<法改正のポイント>

- ① 就労や学業とがん治療の両立に向けた環境整備
 - ② がん登録情報の活用
 - ③ がん患者や関係団体の活動支援
 - ④ がん検診の質向上に向けた実態把握
 - ⑤ がん対策推進計画の期間変更：5 年間→6 年間
- ・今後は、法改正等の状況も勘案し、条例見直しについて必要な検討を行う。